

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	12	府 省 庁 名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税、都市計画税)		
要望項目名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	第1 一部保険外療養の創設 ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）及び特例措置の内容 令和8年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和9年3月よりOTC医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆるOTC類似薬）約1100品目について、その薬剤費の4分の1を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただくOTC類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制上、法人税等の優遇措置が講じられており、その要件の1つとして、「医療保健業務に係る収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件（以下「収入要件」という。）が課されている。 今般のOTC類似薬の一部保険外療養において患者に負担いただく薬剤費の4分の1の「特別の料金」は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれないため、引き続き、社会医療法人等が収入要件を満たすことができるよう、「特別の料金」を「社会保険診療等に係る収入金額」に含む税制改正を要望する。 また、社会保険診療に係る事業税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。 第2 出産に係る保険給付体系の見直し ・ 社会医療法人等の収入要件に係るもの 社会医療法人等について、公的な運営等を確保するため、社会医療法人等に課されている収入要件に関し、「社会保険診療等に係る収入金額」に含むことのできる「助産」に係る収入金額について、現状50万円とされている限度額を、分娩費及び出産時一時金の額に応じ改正することを要望する。		
（関係条文）	第1 一部保険外療養の創設 ・ 社会医療法人等の収入要件に係るもの 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号イ ・ 事業税に係るもの 厚生農業協同組合連合会：地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23 第2 出産に係る保険給付体系の見直し ・ 社会医療法人等の収入要件に係るもの 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号二		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	第1 一部保険外療養の創設 (1) 政策目的 OTC類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。 (2) 施策の必要性 OTC類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の4分の1を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 ※ 一部保険外療養においては、薬剤費の4分の1を保険給付の対象から外し、「特別の料金」として患者に負担いただき、残りの薬剤費4分の3のうち7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者に自己負担いただく。後者の保険者から社会医療法人等に支払われる保険給付及び患者から支払われる一部負担金については、引き続き「社会保険診療等に係る収入金額」として税制上取り扱われる。 ※ 社会医療法人等などが患者から支払われる「特別の料金」については、国が薬価の4分の1と設定するため、社会医療法人等により自由に価格設定されることはない。 社会医療法人等においては、本制度となる医療用医薬品について、これまでその収入の全額を「社会保険診療等に係る収入金額」として計上できていたところ、本制度の施行により、「特別の料金」分が計上できなくなることとなる。 一方で、本制度の施行後においても、本制度の対象となるOTC類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、OTC類似薬を患者に処方等することによって社会医療法人等をはじめとする医療機関が患者から支払いを受ける当該「特別の料金」についても「社会保険診療等に係る収入金額」「社会保険診療報酬」と同等に取り扱うことが適当であり、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じる必要がある。 第2 出産に係る保険給付体系の見直し (1) 政策目的 今回の「出産に係る給付体系の見直し」は、「妊婦の経済的負担の軽減」と「地域の周産期提供体制の確保」の両立を図るものであり、「分娩費」及び「出産時一時金」の創設により、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、税制上の措置を講じることで、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。 (2) 施策の必要性 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため、「医療保健業務に係る収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」等の要件が課されているところ、「助産」に係る収入金額については、一分娩に係る収入金額について、保険給付により妊産婦に実質的な負担が生じない、出産育児一時金等の額(50万円)を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることとされているところ、今般、分娩費及び出産時一時金を創設し、給付体系の見直しを行うことから、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じる必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		恒久措置	—
		政策の達成目標と同じ	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—